

食品安全委員会(第248回会合)提出資料

第9回消費者行政推進会議資料

(平成20年7月23日(水)開催)

<抜粋>

準備中の法案について

①消費者庁設置のための法案（仮称）

内閣府の外局として、消費者の利益の擁護及び増進に係る行政を一元的に推進するため、消費者庁（仮称）を設置。

②消費者庁設置のための法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称）

消費者庁設置法（仮称）の施行に伴い、関連する諸法律[※]の規定を整備。

③消費者被害防止法案（仮称）

消費者庁（仮称）が、消費生活に関する情報を一元的に収集・分析し、その結果に基づき、自ら又は関係行政機関等によって消費者の被害を防止するための適切な措置を講ずることができるようにするための法整備（消費生活センターの法的位置付けを含む）。

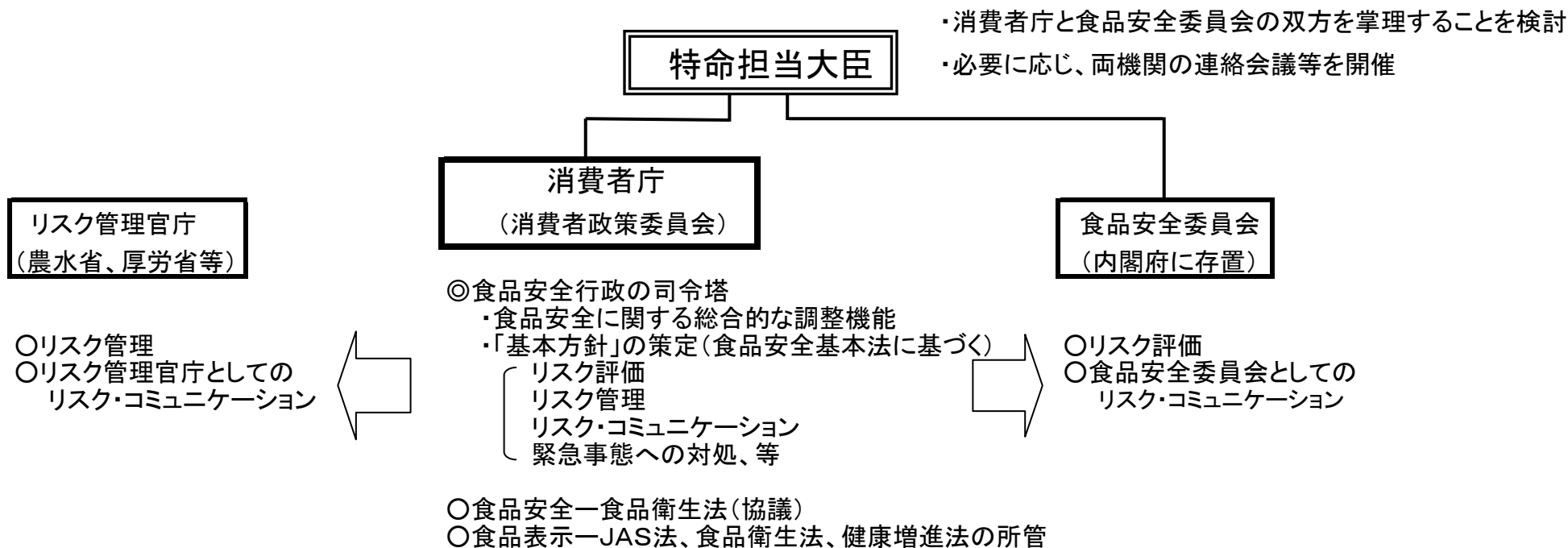
*** 今後のスケジュール：9月上旬の閣議決定を目指す。**

[※] 消費者庁(仮称)に移管する法律(29本)

景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、家庭用品品質表示法、住宅品確保、消費者契約法、無限連鎖講防止法、特定商品預託法、電子消費者契約法、特定商取引法、特定電子メール法、金融商品販売法、出資法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法、製造物責任法、食品安全基本法、消費生活用製品安全法、有害物質家庭用品規制法、国民生活安定緊急措置法、買占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令、消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法

食品安全に関する行政組織の在り方について

- 消費者庁を食品安全行政の司令塔と位置づけ
→ 食品安全行政を一体化
- 消費者庁と食品安全委員会の双方を同一の特命担当大臣が掌理等
→ リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、
消費者、国民の目線に立った食品安全行政を推進



食品安全基本法のポイント

基本理念

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置を実施
- ② 食品供給行程の各段階において、安全性を確保
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置を実施

関係者の責務・役割

- 国の責務及び地方公共団体の責務
 - ・適切な役割分担の下、食品の安全性の確保に関する施策を策定・実施
- 食品関連事業者の責務
 - ・食品の安全性の確保について、第一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に実施
 - ・正確かつ適切な情報提供に努める
 - ・国または地方自治体等が実施する施策に協力
- 消費者の役割
 - ・知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

施策の策定に係る基本的な方針

- (リスク分析手法の導入)
- リスク評価(食品健康影響評価)の実施
 - リスク評価の結果に基づく施策の策定
 - リスクコミュニケーションの促進

- 緊急事態への対処等
- 関係行政機関の相互の密接な連携
- 試験研究の体制整備等
- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保等
- 教育・学習の振興等
- 環境に及ぼす影響の配慮

措置の実施に関する基本的事項の策定

食品安全委員会の設置(リスク評価の実施等)

地方消費者行政の充実に向けた支援策について（案）

（要求に向けた検討）

消費者庁（仮称）の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要である。しかしながら、地方の消費者行政部門の状況をみると、総じて弱体化しており、地方の消費者行政をこの1、2年の間に、飛躍的に充実させるためには、特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要がある。

具体的には、国及び地方において、次のような取組が必要。

- (1) 消費者が何でも相談できる一元的相談窓口として、消費生活センターの拡充（相談員の拡充等）
- (2) 消費者相談・苦情情報等の集約・国への連絡体制の強化
- (3) 相談員の処遇の適正化
- (4) 相談員の相談の質（水準）の向上
- (5) 消費生活センターを地方自治体における消費者行政の司令塔とするため、関係機関（病院、警察、消防、保健所等）との連携体制の構築

このため、消費者行政は地方の自治事務との位置付けを踏まえつつ、以下の考え方に基づき、抜本的な対策を講じる。

- ① 消費者庁が相談・苦情情報等を集約・分析し、司令塔として情報発信を行うために、消費生活センター等が新たに担うこととなる情報の集約・分析等の役割については、国の要請に基づくものであり、ハード面・ソフト面において国がその費用を措置し、対応する。
- ② それ以外の業務は、これまで自治事務として地方が担ってきたものであるが、消費者庁の創設に合わせ、ここ1、2年内に取組が飛躍的に強化されるよう、また、消費生活センターが地方における司令塔として機能するよう、時限措置として集中的に支援する。

また、地方自治体が消費者行政に取り組む誘因を強化するため、地方交付税上の措置を講ずる。

なお、支援内容については、公が担うべき範囲や実需を踏まえた体制のあり方、国・地方の役割分担等を整理した上で、今後、財政当局等と十分な調整を図っていく必要がある。

消費者庁（仮称）設立に向けた広報について

平成 20 年 7 月

消費者行政一元化準備室

- (1) 各種団体（消費者主役の新行政組織実現全国会議（ユニカねっと）、消費者団体等）が開く地方での会合等に積極的に参加
- (2) 国民対話「大臣と語る、希望と安心の国づくり」の開催
- (3) リーフレットの作成・配布
- (4) 各種メディアを通じた積極広報
- (5) 「消費者行政」に関する世論調査
- (6) その他
地方自治体（特に消費生活センター）による広報 等